

平成29年度

2017年12月1日▶2018年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが
義務づけられています。



安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、最終年度である第12次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

正しい知識で 職場を安全・健康に!

平成28年に前年を上回った休業4日以上の死傷者数は、平成29年も減少傾向がみられず、増加の一途をたどる業種もあるなど、厳しい状況となっています。死亡災害が夏場に急増したことを受け、厚生労働省は9月に労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

その中では、職場内の安全衛生活動の総点検の実施や事業場の安全管理体制の充実とともに、効果的な安全衛生教育の実施が求められています。

雇入れ時教育 • **職長等教育** • **作業内容変更時教育** • **特別教育**

等の徹底や **就業制限業務に係る資格取得** は労働安全衛生法で **義務付け** られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。

技能講習・
特別教育が
必要な業務を
知りたい!

テキストは
どこで
買えるの?

安全衛生教育の
実施状況が
確認できる
チェックリストが
ほしい!

技能講習や
特別教育は
どこで実施
していますか?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら

安全衛生教育促進運動

検索

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 メール koho@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高压ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会